

第4章 総会

(総会)

第18条 1. 区に各世帯1名の代表者をもって構成する総会を置く。

2. 総会は次の事項の審議及び議決を行う。

- (1) 役員を選任
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) その他区運営の基本方針に関すること。

(召集)

第19条 1. 総会は定期総会と臨時総会とし、区長がこれを召集する。

2. 毎年3月に定期総会を開催する。必要な場合には臨時総会を開催する。

(議長)

第20条 議長は役員の中から互選により選出する。

(議事)

第21条 1. 総会は第18条に規定する総会構成員の過半数の出席により成立する。ただし委任状の提出があった場合には、これを出席したものとみなす。

2. 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合には、議長裁決とする。

第5章 財務

(区費)

第22条 1. 区の運営経費は区費、補助金、手数料、寄付金等の収入をもってこれに充てる。

2. (1) 持家世帯の区費は1世帯当たり、月額500円とする。一戸建てを借りている世帯も同様とする。

(2) アパート等賃貸共同住宅世帯の区費は1世帯当たり、月額250円とする。

(3) 事業所等の区費は従業員、敷地面積等を勘案し当該事業所と協議してこれを定める。

3. (1) 区費の徴収月と金額は別表2) でこれを定める。

(2) 年度途中転入世帯については転入の翌月分から徴収する。

(3) 納入された区費は原則として返却しない。ただし区外転出の届け出があれば、転出する翌月分以降の前払い分を返却する。

(4) 世帯が3ヶ月以上に渡ってその持家を不在にする場合、届け出があればその間の区費を免除する。

4. 必要なときは総会の議決を経て、臨時区費を徴収することができる。

(特別会計)

第23条 区が管理運営する施設・備品の修理・修繕や購入に対する備えとして、役員会の承認を経て特別会計を設け各年度の会計において積み立てを行うことができる。

(役員の任期)

第13条 1. 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

2. 三役の連続三選は原則禁止する。また三役内の役職異動もこれに準ずる。
ただし役員選考委員会が適任であると認めた場合には、連続三選まで認めることにする。
3. 役員が欠けた場合の後任役員の任期は前任役員の残任期間とする。

(役員の職務)

第14条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 区長は区を代表し、区運営を統括する。
- (2) 区長代理は区長を補佐し、必要な場合はその任務を代行する。
- (3) 会計は区の会計事務を行う。
- (4) 組長は区務を審議し、区運営に参加する。
- (5) 会計監査は区の会計事務を監査する。

(役員会)

第15条 1. 役員会は会計監査を除く第11条の役員で構成する。

2. 定例役員会を毎月開催する。また必要が生じた場合には区長が臨時役員会を開催できる。
3. 役員は対外的な関係会議に出席した場合、その結果を役員会で報告する。
4. 会計監査はその職務に必要な資料の提出を役員会に求めることができる。役員会はこれを理由なく拒むことはできない。

(部と関係組織)

第16条 1. 第6条の事業を達成するために、次の部を置く。区長は役員並びに区民の中からその部長を指名することができる。

- (1) 自主防災部—区民の生命、財産の保全に関すること及び防犯灯の管理。
 - (2) 生活環境・福祉部—交通安全、清掃、公園の愛護など生活環境に関すること、および区民の福祉に関すること。
 - (3) 文化レク部—文化事業の企画と推進に関すること。
 - (4) 体育部—体育事業の企画と推進に関すること。
 - (5) 広報部—桜区だより発行を含む区活動の広報に関すること。
2. 行政区関係組織として、桜ふるさとづくり協議会、桜老人クラブ（さくら宝寿会）および桜こども会・子育てクラブを置く。
なお、上記関係組織の運営に関しては別途規約に定める。

(役員の手当)

第17条 1. 区は役員等がその職務を遂行するうえで要する経費には、それを支払う。

2. 役員の手当は別表1) でこれを定める。
3. 複数の役職にまたがる場合には、多額の方とする。
4. 任期途中で役員交代があった場合には、手当を月割りとする。

(組長と班長の役割)

第9条 組長は区活動の組の代表として次の役割を担当する。

- (1) 組内の意見を取りまとめ、役員会へ提案する。
- (2) 区費等を徴収する。
- (3) 組内の区民の異動を把握する。
- (4) 各種文書の回覧及び配布をする。
- (5) 環境美化活動の責任者となる。
- (6) 区及び組内における行事の企画と運営をする。
- (7) その他区長の指示する事項の実施をする。

第10条 班長は班内で組長を補佐する。

第3章 役員

(役員を選任)

第11条 1. 区に次の役員を置く。

(1) 区 長	1名	} 三 役
(2) 区長代理	1名	
(3) 会 計	1名	
(4) 組 長 (1～5丁目)	複数名	
(5) 会計監査	1名	

2. 会計監査は三役及び評議員以外から選任する。
3. 組長は三役を兼務することができる。
4. 役員を選任は総会の議決による。
5. 役員が欠けた場合の後任の選任と、役員の増員は役員会の議を経て決定する。

(役員を選考)

第12条 1. 任期満了の3ヶ月前までに組長（但し三役は除く）からなる役員選考委員会（以下「委員会」という）を発足させ、互選により委員長1名を選任する。その指揮により定数の役員候補者を選考する。

2. 委員会は総会の1ヶ月前までに選考を終え、その結果を役員会で報告する。
3. 三役及び会計監査の選出に当たっては、別紙三役及び会計監査の候補者選出方法に従う。
4. 選考に当たっては役員として職務に適した者を選ぶとともに、事前に候補者の了承を得るものとする。選考された者は相当の理由がなければこれを拒めない。

三好丘桜行政区規約

私達はみよし市民としての自覚と相互信頼に基づき、やすらぎと潤いに満ちたより良い地域共同生活を創造するため、三好丘桜行政区を組織し、ここに三好丘桜行政区規約を定める。

第1章 総則

(名称と構成)

第1条 この行政区は三好丘桜行政区（以下「区」という）と称し、区内の住民（以下「区民」という）をもって構成する。

(目的)

第2条 区は区民の相互扶助と福祉の向上を図り、住みよい町づくりを目的とする。

(運営の基本理念)

第3条 区は区民の自主性を尊重し、区民の総意を前提として、民主的に運営されなければならない。

(区域)

第4条 区域は三好丘桜1丁目から5丁目とする。（別添付地図）

(事務所)

第5条 区の事務所を三好丘桜集会所に置く。

(事業)

第6条 区は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 区民の相互扶助並びに福祉に関すること
- (2) 区民の親睦に関すること
- (3) 区民の生活環境の整備に関すること
- (4) 地域のコミュニティ活動に関すること
- (5) その他

第2章 組

(組の設定)

第7条 1. 区民のコミュニケーションを確保し、区の運営を円滑にするため組を設ける。
2. 組の数と範囲は世帯数と地理的条件等を考慮しバランスよく定める。
3. 区民数の増減により、組長の掌握人員に大幅な変動が生じた場合、役員会は組割りの変更を行う。

(組長と班長)

第8条 1. 各組に組長1名を置く。尚、組内に班長を置くことができる。
2. 班長の人数は組内の区民の意志で決定する。
3. 組長と班長の任期は1年とし、組内の区民の持ち回りにより交代する。

(会計年度と予算、決算)

- 第24条 1. 区の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 予算及び決算については会計年度ごとに、総会の承認を得なければならない。
 3. 2月、3月分の収支については見込み決算をすることができる。
この場合は翌年度の5月までの役員会で承認を得なければならない。

第6章 雑 則

(帳簿の保管)

- 第25条 1. 区の公式帳簿として、別表3)にこれを定める。
2. 保管責任者は交代の際に必ず前任者からその全部を引き継ぐ。

(弔慰規定)

- 第26条 1. 区民が逝去した場合、該当する世帯は組長、区長または集会所に申し出る。
組長が連絡を受けた場合、直ちに集会所および区長に連絡する。
2. 区民が逝去した場合の弔慰は、10,000円とする。
 3. 可能な場合、区長またはその代理が告別式等に参列する。

(賃貸共同住宅の持ち主)

- 第27条 1. 区域内に賃貸共同住宅を建築する場合、持ち主は事前に住所、氏名、電話番号等を区長に届け出なければならない。
2. 持ち主は入居者の異動の把握と区費徴収について、区に協力しなければならない。

(規約の改廃)

- 第28条 この規約を改廃する場合は総会において、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(附 則)

(この規約は平成5年4月1日から施行する。)

(改定 この規約は平成7年4月1日から施行する。)

(改定 この規約は平成11年4月1日から施行する。)

(改定 この規約は平成15年4月1日から施行する。)

(改定 この規約は平成24年4月1日から施行する。)

(改定 この規約は平成25年4月1日から施行する。)

(改定 この規約は平成26年4月1日から施行する。)

(改定 この規約は平成28年4月1日から施行する。)

(改定 この規約は平成31年4月1日から施行する。)

(改定 この規約は令和3年4月1日から施行する。)

